

岩手県告示第316号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成31年岩手県告示第294号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手県
- 2 実施した期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）